## 子ども・子育て会議条例

平成25年7月16日 条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、島田市子 ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。
  - (1) 島田市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
  - (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
  - (3) 特定教育・保育施設に関すること。
  - (4) 特定地域型保育事業に関すること。
  - (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 子どもの保護者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 子育て会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 委員長は、子育て会議の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(平25条例45·一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

〔次の条例は、未施行〕

〇島田市行政組織条例及び島田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (抄)

平成26年12月25日

条例第36号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(島田市子ども・子育て会議条例の一部改正)

7 島田市子ども・子育て会議条例 (平成25年島田市条例第27号) の一部を次のように改正する。 第7条中「健やか・こども部」を「こども未来部」に改める。